

国際コンテナ貨物拡大助成事業 補助制度に関するQ&A

(平成26年度実施事業用)

平成26年5月

堺泉北港港湾振興連絡協議会

国際コンテナ貨物拡大助成事業に関するQ&A 目次

1 事業の対象、要件について

- Q 1 どのような事業が対象となるのですか? 3
- Q 2 対象となるための基本的な要件はどのようなものですか? 3
- Q 3 対象の貨物はコンテナ貨物だけですか? 3
- Q 4 堺泉北港を利用するとはどういうことですか? 3

2 申請者適格について

- Q 5 申請はだれでもできるのですか? 3
- Q 6 申請は荷主企業単独で行うのですか? 3
- Q 7 生産拠点、物流拠点とはどのようなものをいうのですか? 4
- Q 8 商社を通じて輸出手続きを行っていますが、申請できますか? 4
- Q 9 ○○企業グループで物流を担う会社ですが、申請できないのでしょうか? 4
- Q 10 船会社ですが、申請者になれるですか? 4
- Q 11 F O B条件で輸出をしている会社ですが、申請できますか? 4
- Q 12 当社は独立採算の事業部制を導入。事業部単位での申請はできますか? 4

3 補助金の申請、交付、算定について

- Q 13 申請書にはどのような印鑑を押印すればよいのですか? 5
- Q 14 増量分も対象になるのですか? 5
- Q 15 堺泉北港への利用転換ではなく新規発生貨物の場合のCO₂排出削減（抑制）
量はどのように把握するのですか? 5
- Q 16 補助金はどのようにして算定、交付されますか? 5
- Q 17 事業期間はどのように定めればよいですか? 5
- Q 18 実績期間はどのようになりますか? 5
- Q 19 CO₂排出削減（抑制）量の算定に従来トンキロ法以外の方法を使うことは
可能ですか? 5
- Q 20 補助金の算定根拠となる貨物量の単位はコンテナの本数ですか? 6
- Q 21 コンテナ混載貨物（L C L）は補助金交付の対象となりますか? 6
- Q 22 船が抜港した場合はどうなりますか? 6

4 交付対象事業の決定、公表、その他

- Q 23 交付申請すれば必ず交付決定が受けられますか? そうではない場合、どのよ
うな事業が優先して補助金交付の対象となりますか? 6
- Q 24 交付決定を受けた事業は公表されるのですか? 6
- Q 25 補助額の上限が定められているのはなぜですか? 6
- Q 26 異形コンテナなど特殊なコンテナの場合の重量換算はどうなりますか? 6
- Q 27 どのような手続きが必要になりますか? 7
- Q 28 補助金変更交付申請はどのような場合に必要ですか? 7

- Q29 事業計画に記載した事業効果が得られなかった場合、補助金はどうなりますか？ 7
- Q30 現在、コンテナ貨物を府南部から神戸港にトラックで陸上輸送し、神戸港からヨーロッパに輸出しています。その貨物を府南部から堺泉北港にトラックで陸上輸送後、堺泉北港から神戸港までフィーダー航路で海上輸送し、神戸港からヨーロッパに輸出するよう変更する場合は海上モーダルシフト事業と陸上輸送距離短縮事業のどちらになりますか？・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- Q31 現在、コンテナ貨物を府南部から大阪港にトラックで陸上輸送し、大阪港からアジアに輸出しています。その貨物を堺泉北港までトラック陸上輸送後、堺泉北港からアジアに輸出するよう変更する場合は堺泉北港グリーン物流促進補助事業の申請対象となりますか？・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- Q32 荷主企業である当社は、商社を通じて、輸送の手配を行っており、船荷証券には船社と商社の名前しか表示されていません。このような場合でも、補助交付金の対象となりますか。補助交付金、船荷証券の写し以外に、提出すべき書類はありますか？・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

1 事業の対象、要件について

Q 1 どのような事業が対象となるのですか？

A 1 輸出入コンテナ貨物の輸送に際して、堺泉北港に寄港する内航フィーダー航路を利用する場合、また輸出コンテナ貨物で堺泉北港に寄港する外航コンテナ航路を利用することで陸上輸送距離の短縮を行う場合に対象となります。

Q 2 対象となるための基本的な要件はどのようなものですか？

A 2 ①輸送開始日(利用)から1年以上継続するもの

②堺泉北港で直接、船舶(内航フィーダー航路に就航する「はしけ」も含む)へのコンテナ貨物の揚げまたは積みを行うこと

③海上モーダルシフトは輸出入コンテナ貨物、陸上輸送距離短縮は輸出コンテナ貨物であること、が基本的な要件です

Q 3 対象の貨物はコンテナ貨物だけですか？

A 3 本事業では、「国際海上輸送に供するコンテナ貨物」だけを対象としています。

Q 4 堺泉北港を利用するとはどういうことですか？

A 4 堺泉北港において、船舶に直接コンテナ貨物の揚げまたは積みを行うということです。

2 申請者適格について

Q 5 申請はだれでもできるのですか？

A 5 ・申請者は法人たる荷主企業に限ります。

・本事業の理念のなかには、荷主企業が自ら輸送ルートを選択・決定することによって、主体的にCO₂排出量の削減(抑制)に取り組んでいただくことも勘案しております。

・こうした意思決定を為すのが荷主であり、輸送中の貨物の所有権等を問うものではありません。

・したがって、堺泉北港で港湾運送事業法上の事業の許可を有する港湾運送事業者及び他者から依頼を受けてコンテナ貨物を輸送することを業とする者(輸送事業者)は申請者とはなれません。

Q 6 申請は荷主企業単独で行うのですか？

A 6 補助金は荷主企業に対し交付しますので、申請は荷主企業単独で行ってください。

Q 7 生産拠点、物流拠点とはどのようなものをいうのですか？

A 7 本制度でいう生産、物流拠点とは、荷主企業が生産、販売、配送などを行うために設置した施設で、荷主企業の所有施設であるかどうかは問いません。

Q 8 商社を通じて輸出手続きを行っていますが、申請できますか？

A 8 できます。ただし、船荷証券など堺泉北港でのコンテナの揚げ積みを行ったことを確認できる書類の写し等以外に、荷主企業と商社及び当該輸送貨物とを関係づける書類の提出が必要となります。

Q 9 ○○企業グループで物流を担う会社ですが、申請できないのでしょうか？

A 9 他者からの依頼でコンテナ貨物の輸送を業とする者や生産、物流拠点を有しない法人は荷主企業になれません。しかしながら、分社化などにより、企業グループの貨物を輸送したり、製品等の取引を別会社で行っている場合は、例外として、荷主企業とみなすこととしています。

Q 10 船会社ですが、申請者になれますか？

A 10 船会社は、他者から依頼を受けてコンテナ貨物を輸送することを業とする者となるため、本制度上は申請者にはなれません。ただし、NVOCC（※）の場合に限って、申請者と認めることがあります。詳細は実施主体である協議会に照会ください

※ NVOCC (Non-Vessel Operating Carrier)

船舶などの運送手段を自ら所有せず、海上運送人など実運送人のサービスを使って輸送するもののこと。輸送責任やタリフは自らの名において行う。フォワーダーがNVOCC業務に参入することが多く、日本では利用運送人がこれにあたる。

Q 11 FOB条件で輸出をしている会社ですが、申請できますか？

A 11 FOB（※）条件であっても、CO₂排出量の削減（抑制）を図るために、海外のコンサイニー（荷受人）に働きかけることによって、最寄港利用に転換する場合は、対象とすることができます。

※ FOB (Free On Board)

本船渡し条件とも呼ばれる。輸出港での本船積み込みまでの費用を輸出者が負担し、積み込み以降の費用は輸入者が負担する。積荷の所有権は輸送港での本船積み込みと同時に輸出者から輸入者に移転する。

Q 12 当社は独立採算の事業部制を導入しています。事業部単位での申請はできますか？

A 12 原則としては法人ごとに申請いただく必要がありますが、分社化している場合やカンパニー制を導入している場合、物流管理が完全に独立しているなど、会社組織の態様によってはできる場合がありますので、あらかじめご相談ください。

3 補助金の申請、交付、算定について

Q13 申請書にはどのような印鑑を押印すればよいのですか？

A13 印鑑は原則として法人の代表権を有する者の印を押印してください。ただし、代表権を有しない事業所の長等の印であっても、申請時に委任状等権限を有することを証する書面を添付するなどにより、本補助制度に関する手続き全般における使用が可能となりますので、あらかじめご相談ください。

Q14 増量分も対象になるのですか？

A14 ・事業初年度となる H23 年度に限っては、増量分の対象はありません
・来年度以降、事業評価のなかで「増量分」については検討してまいります

Q15 堺泉北港への利用転換ではなく、新規発生貨物の場合のCO₂排出削減（抑制）量はどのように把握するのですか？

A15 原則として、そのコンテナ貨物が堺泉北港の次に近い港を使ったとした場合と比較していただきます。

Q16 補助金はどのようにして算定、交付されますか？

A16 事業終了時点（2 月末）で、事業期間内の実績報告を検査し、補助金が交付されます。交付の時期は翌年度の 4 月頃を予定しています。
（事業期間、実績期間については、Q17・Q18 もあわせてご覧ください。）

Q17 事業期間はどのように定めればよいですか？

Q17 事業期間は、事業開始日から翌年 2 月 28 日までとします。
ただし、この事業は事業終了後も堺泉北港を活用したCO₂排出量の削減（抑制）への取組を継続して行うよう努めていただくことを要件としています。

Q18 利用実績期間はどのようになりますか？

Q18 原則として、事業期間の前年の事業期間と同一の期間（対応する月）を実績期間とします。（新たに発生した輸出入コンテナ貨物については、空欄で結構です。）
ただし、事業の申請を前年度中に行っていた場合は、申請時に取扱貨物量が確定していない期間を含むこととなるため、前年（暦年）1 月から 12 月までの期間のうち、事業期間に対応する月を実績期間としてください。

Q19 CO₂排出削減（抑制）量の算定に従来トンキロ法以外の方法を使うことは可能ですか？

A19 積算精度と申請者の作業負荷、削減量の比較などを考慮し、簡便な方法である「従来トンキロ法」を採用しています。「従来トンキロ法」より簡便な方法は採用できませんが、より精緻な方法による算定については事前にご相談下さい。

Q20 補助金の算定根拠となる貨物量の単位はコンテナの本数ですか？

A20 20 Feet コンテナ、40 Feet コンテナなど、コンテナのサイズにかかわらず、コンテナ1本あたりで補助金を交付します。

Q21 コンテナ混載貨物（LCL）は補助金交付の対象となりますか？

A21 本事業の考え方において、申請者となる荷主の貨物を対象としています。
コンテナへの混載貨物（LCL貨物）が複数の荷主になる場合は、算定において按分等が必要となるため、貨物量の把握等にかかる作業負荷を考慮して補助金交付の対象外としています。

Q22 船が抜港した場合はどうなりますか？

A22 抜港により、船会社が堺泉北港から隣接港へ陸上輸送した場合は、CO₂排出量の削減（抑制）とならないことから、実績報告の段階で実績から除外させていただきます。
なお、航路サービスの休廃止により堺泉北港で取り扱えなくなった場合についても、同様に実績として計上していただくことはできません。

4 交付対象事業の決定、公表、その他

Q23 交付申請すれば必ず交付決定が受けられますか？そうではない場合、どのような事業が優先して補助金交付の対象となりますか？

A23 当該年度予算の範囲内での対応となっていますので、申請のあった事業の全てを交付対象事業として決定できない場合があります。申請が多い場合は事業実施に伴う事業計画書のコンテナ個数の多いものから順に決定します。

Q24 交付決定を受けた事業は公表されるのですか？

A24 企業名、CO₂排出削減（抑制）量など主な申請内容や事業の実施結果については原則としてすべて大阪府のホームページ等で公表するほか、報道機関へも資料提供を行う予定です。ただし、具体的な品目名や仕向地など、公表を控えてほしい内容項目がある場合は、事前にご相談ください。

Q25 補助額の上限が定められているのはなぜですか？

A25 本補助制度はあくまできっかけづくりという位置づけであり、限られた費用で多くの荷主企業を支援していくため、事業毎に50万円の上限を設定しています。

Q26 異形コンテナなど特殊なコンテナの場合の重量換算はどうなりますか？

A26 特殊なコンテナの場合は、事前にお問い合わせください。

Q27 どのような手続きが必要になりますか？

A27 交付申請⇒審査⇒交付決定⇒事業実施⇒実績報告⇒交付請求⇒補助金交付 というプロセスが最低限、必要となります

Q28 補助金変更交付申請はどのような場合に必要ですか？

A28 軽微な変更の場合は必要ありません。軽微な変更とは、「輸送経路の一時的な変更」などをいいます。変更事項がある場合はあらかじめご相談ください。

なお、CO₂排出量削減（抑制）効果がより高まる方向での事業計画の変更については、予算の範囲内で積極的に対応させていただきます。

Q29 事業計画に記載した事業効果が得られなかった場合、補助金はどうなりますか？

A29 実績報告時における事業実施量（CO₂排出削減（抑制）量）が、事業計画書に記載した数値を著しく下回る場合には補助金が交付されない場合があります。

Q30 現在、コンテナ貨物を府南部から神戸港にトラックで陸上輸送し、神戸港からヨーロッパに輸出しています。その貨物を府南部から堺泉北港にトラックで陸上輸送後、堺泉北港から神戸港までフィーダー航路で海上輸送し、神戸港からヨーロッパに輸出するよう変更する場合はモーダルシフト事業と陸上郵送距離短縮事業のどちらになりますか？

A30 当該輸出コンテナ貨物は内航フィーダー航路を利用するコンテナ貨物ですので、海上モーダルシフト補助事業の対象とします。

Q31 現在、コンテナ貨物を府南部から大阪港にトラックで陸上輸送し、大阪港から中国・上海に輸出しています。その貨物を堺泉北港にトラックまで陸上輸送後、堺泉北港から中国・上海に輸出するよう変更する場合は、国際コンテナ貨物拡大助成事業の申請対象となりますか？

A31 なります。

堺泉北港に寄港する外航コンテナ航路を利用することによって、陸上輸送距離を短縮しようとする事業であれば、国際コンテナ貨物拡大助成事業の申請対象です。この場合には、陸上輸送距離短縮事業に該当します。

そして、設問の場合には、府南部から大阪港まで陸上輸送した場合と、堺泉北港まで陸上輸送した場合とのCO₂排出量を比較して削減（抑制）効果を併せて検証することになります。